短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

第三条（見出しを含む。）中「第九条第一項」を「第十条」に改め、同条第一号中「通勤手当」の下に「（職務の内容（法第八条に規定する職務の内容をいう。以下同じ。）に密接に関連して支払われるものを除く。）」を加え、同条第七号中「（法第八条第一項に規定する職務の内容をいう。次条において同じ。）」を削る。

第四条の見出し中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第六条（見出しを含む。）及び第七条中「第十五条」を「第十七条」に改める。

第八条中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第九条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十三条」を「第二十六条」に改める。

第十条から第三十三条までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

2　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十一号中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

○防衛省令第十号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条及び第三十条の二第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　防衛審議官

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表防衛省内部部局の項中

五五人	五四人
二二〇人	二二二人

を

に改める。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第三条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「事務次官」の下に「、防衛審議官」を加え、同項第三欄中「事務次官」の下に「及び防衛審議官」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　称　平成二十六年度ホーク・中ＳＡＭ実射訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年八月四日から平成二十七年一月三日まで

三　派遣人数（概数）　二百三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第二百四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　称　派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊

二　国外派遣期間　平成二十六年七月二十四日から平成二十七年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　百八十人程度

四　派遣地域　ジブチ共和国

○外務省告示第二百五十二号

平成二十六年六月二十五日に東京で、パラグアイテレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　パラグアイテレビ番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五千六百九十万円

3　贈与の使用期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　上田善久在パラグアイ大使

パラグアイ側　エラディオ・ロイサガ外務大臣

平成二十六年七月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十三号

パラグアイ共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を、平成二十五年十二月十日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十六年八月三十日にパラグアイ共和国について効力を生ずる。

（平成二十六年七月八日付けオランダ王国外務省通告）

平成二十六年七月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百九十三号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十七号）の施行に伴い、及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の規定に基づき、事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成十九年厚生労働省告示第三百二十六号）の一部を次のように改正し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から適用することとしたので、同条第二項において準用する同法第五条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一中「第十一条まで、第十二条第一項及び第十三条」を「第十四条まで」に改める。

第二の一中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を「労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）」に改め、「（平成三年法律第七十六号）」の下に「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を加え、「労働者保護法令」を「労働に関する法令」に改める。

第二の二中「第十一条まで、第十二条第一項及び第十三条」を「第十四条まで」に改める。